

**災害時要配慮者の避難行動支援  
について**

令和4年7月15日  
八尾市

# 目次

---

## 第1章「災害から大切な命を守るために」

- ・スライド1からスライド6まで

## 第2章「地域の皆さまにお願いしたいこと」

- ・スライド7からスライド12まで

## 第3章「わたしの避難計画の項目と活用について」

- ・スライド13から終わりにまで

---

# 第1章

## 災害から大切な命を守るために

# 1. 災害対策基本法について

---

## ●災害対策基本法の主な改正内容（令和3年5月20日施行）

### [改正の趣旨]

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難確保及び災害対策の実施体制の強化

①避難勧告・避難指示の一本化

②市町村の個別避難計画策定の努力義務

## 2. 災害対策基本法の改正の背景

---

近年頻発する豪雨災害における高齢者の被災状況

時期	死者に占める高齢者の割合
平成30年7月豪雨 (西日本豪雨)	約70%
令和元年台風19号 (東日本豪雨)	約65%
令和2年7月豪雨 (熊本周辺での豪雨災害)	約79%

<国土交通省の分析>

- ・逃げ遅れにより、自宅等で亡くなられた高齢者の他、避難途中や外出中の被災者が多く見られる。
- ・過去の水害経験を踏まえ、毎年、避難訓練を実施していた社会福祉施設では、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難できた。

### 3. 取り組みの目的

## わたしの避難計画を活用した避難の声かけや災害に備えた準備

土砂災害



洪水

(大和川の氾濫など)



▶ 土砂災害や洪水など、発生を予測しやすい災害での災害時要配慮者（高齢者、障がい者など）の**逃げ遅れを防ぐ**

大規模な地震

(震度 5 強以上)



▶ ライフラインや医療・福祉の停止により、生命が危険になる人を早くみつけ、**医療や福祉につなぐ**

▼ **災害による直接死や関連死を防ぐ**

## 4. 避難行動要支援者とは、どのような方でしょうか

### 避難行動要支援者

災害時や災害のおそれがあるときに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々

**要介護**

**3～5**

**障がい児・者**

身体 1・2級

知的 療育A

精神 1級



**難病患者**



要支援者が困ること

- ・災害の発生に気づきにくい
- ・避難の判断がしにくい
- ・食事や着替え等での介助が必要
- ・医療や医療機器の継続的な利用が必要
- ・車いすやストレッチャーのままでの移動が必要

(注) 自宅で暮らしている方が対象。施設入所の方は含みません。

## 5. 同意者リスト、わたしの避難計画とは

---

様式	内容
同意者リスト	災害に備えて個人情報や地域の支援団体に提供することについて、同意された方を掲載した名簿です。
わたしの避難計画	要支援者がいざという時に躊躇せず避難（移動）できるように、いつ・どこへ・誰とどうやって避難するのかの避難方法について、あらかじめ定めておく計画です。

※同意者リストとわたしの避難計画は、年1回更新します。